

# 報道資料

平成24年 1月 6日

総務部税務課課税係 城垣, 小林  
☎ 0742-27-8853  
内線 2241

## 台風12号により多大な被害を受けた下記地域における 県税の申告、納付等の期限は、1月31日です。

平成23年台風12号により多大な被害を受けた地域については、県税に係る申告、納付等の期限を当面一律に延長し、その期限については当該被災地の状況を踏まえて、別途指定することとしていました。

今回、下記の地域について、延長期間を平成24年1月31日とする告示（同年1月6日付け奈良県告示第436号）を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 期限延長の地域及び期限

対象の地域	県税の申告、納付等の期限
五條市大塔町, 野迫川村大字北股, 十津川村	平成23年9月2日から24年1月30日までに期限が到来する県税については、24年1月31日が申告、納付等の期限です。

なお、1月31日を超えても申告等ができない事情がある場合や、指定地域外で災害により被害を受け期限までに申告等ができない場合は、個別に申請していただくことによって、申告等の期限が延長できますので、お近くの県税事務所等にお問い合わせください。

#### 2. 期限延長の対象

平成23年9月2日以降に到来する地方税法又は県税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入

#### 3. 適用対象者

- ・ 指定地域内に住所を有する個人
- ・ 指定地域内に主たる事務所、事業所が所在する法人等

#### 4. その他

住宅や家財、事業用資産、自動車等に被害があった場合には、県税が減免され又は納税が猶予される場合がありますので、下記の県税事務所等にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
奈良県税事務所	0742 (20) 4531 ~ 4536	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎内	奈良市, 大和郡山市, 天理市, 生駒市, 山辺郡, 生駒郡
高田県税事務所	0745 (22) 1701 (代)	〒635-8525 大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	大和高田市, 橿原市, 五條市, 御所市, 香芝市, 葛城市, 高市 郡, 北葛城郡
桜井県税事務所	0744 (43) 3131 (代)	〒633-0062 桜井市粟殿1000 桜井総合庁舎内	桜井市, 宇陀市, 磯城郡, 宇陀 郡
吉野県税事務所	0746 (32) 2687	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	吉野郡
自動車税事務所 自動車税第一課 徴収課	0743 (51) 0081 (51) 0082	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内	奈良県全域 (自動車税関係)
自動車税第二課	0743 (57) 0300	〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-8	
総務部税務課	0742 (27) 8853	〒630-8501 奈良市登大路町30	

(注) 本年1月に自動車税事務所が設置され、また奈良県税事務所が移転したため、管轄や電話番号、所在地が一部変更されましたので、ご注意ください。